

四日市市議会 議会報告会のお知らせ

2月定例会議会の議会報告会を、3月27日、28日に開催します。定例会議会でどのような議論がされたのかを、議員が直接、市民の皆さんにお伝えします。報告会の後にシティ・ミーティング（意見交換会）を開催します。市内に在住または通勤・通学する人を対象とし、事前のお申し込みは不要ですので、参加を希望する会場にどうぞお気軽にお越しください。

第1部：議会報告会

第2部：シティ・ミーティング（意見交換会）

日時	3月27日（火） 18:30～20:45		3月28日（水） 18:30～20:45	
常任委員会	総務	都市・環境	教育民生	産業生活
所管事項	市政の企画、財務、危機管理、消防など	道路、住宅、上下水道、環境衛生など	教育、こども、健康福祉など	商工業、農林水産業、市民文化、市立病院など
シティミーティングテーマ	防災全般について	交通施策について	教育民生常任委員会の所管事項全般について	市立四日市病院に期待する役割
会場	橋北交流会館 3階 第6会議室	常磐地区 市民センター 2階大会議室	四郷地区 市民センター 2階大会議室	保々地区 市民センター 2階会議室
	東新町26-32	城西町8-11	室山町645-1	市場町3039-5

※頂戴するご意見は、口頭によるものを基本とします
 ※全会場、手話通訳いたします（事前予約は不要です）
 ※天候等により中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください
 ※進行状況によっては、記載された予定時刻よりも早く終わる可能性もありますので、あらかじめご了承ください

<問い合わせ先> 議会事務局 議事課 TEL 354-8340

四日市港霞ヶ浦地区コンビナートにおいて一斉定期修理を行っています

コンビナート構成7社が安全確保のため、法定の一斉定期修理を行っています。期間中は延べ80,000人が構内に入り、**ピーク時（3月14日～4月13日）**には、周辺の国道23号線や1号線などで交通渋滞の発生が予想されます。交通渋滞の緩和対策として、工事開始時間の変更、時差出勤等を実施します。皆さま方にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い致します。

◎ 定期修理期間・・・2月22日（木）～4月25日（水）63日間

<問い合わせ先>

東ソー株式会社 四日市事業所 総務課 TEL 364-1111



羽津地区を笑顔のあいさつでいっぱいにあいさつは心をつなぐ魔法の言葉

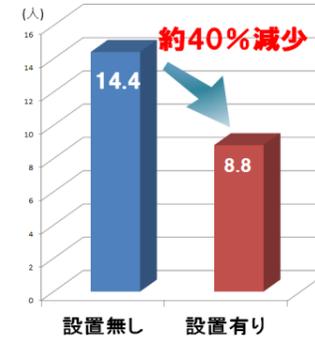


住宅用火災警報器を設置しましょう！

住宅用火災警報器を設置している場合は設置していない場合に比べ、死者の発生数が約40%減少しています（平成26年から平成28年におけるデータ）



住宅火災100件当たりの死者数



住宅用火災警報器が役立った話①

就寝中に、寝室に設置された住宅用火災警報器が発報したので、隣室を確認すると、照明器具付近から炎が上がっているのを発見した。発見後、直ちに照明器具に被っているタオルを手で払うとともに、もみ消したため、大事には至りませんでした。

住宅用火災警報器が役立った話②

寝室にてテレビを観ていたところ、寝室に設置されている住宅用火災警報器の音で煙に気づき、台所を見ると灰皿内のたばこが燃えていた。すぐに台所の水で消火したことにより、大事には至りませんでした。

住宅用火災警報器は、消防法と四日市市火災予防条例により、設置が義務付けられていますので、必ず設置しましょう。また定期的な点検も必ず行いましょう。



四日市市北消防署

市民・消費生活相談室に寄せられた相談事例などから、安全に安心して消費生活を送るために役立つ情報をお知らせします。

クーリング・オフ



～クーリングオフの基礎知識～

「冷静に考えれば契約しなかったのに・・・」「怖そうな訪問販売員に強引にせまられ・・・」クーリングオフは、このような消費者を救うための制度で、一定の条件の場合に、消費者からの一方的な意思表示のみで、定められた期間内であれば無条件で解除できる制度です。訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引（マルチ商法）・特定継続的役務提供（1か月を超えるエステサロン、2か月を超える学習塾や結婚相手紹介サービス等。いずれも5万円を超えるもの）などが対象になります。ただし3,000円未満の商品を現金で支払った場合や、自発的に店舗に出向いた買い物、もしくは通信販売はできません。（通信販売の業者によっては、一定期間の返品を認めている場合があります）ポイントは「期間がある」ということ。クーリングオフ制度について告知のある申込書面・契約書面（法定書面といいます）を受け取ってから8日間（マルチ商法等は20日間）以内の手続きが必要です。「解約したい」と思ったら早めに手続きすることが肝心です。クーリングオフについての詳しいことは、市民・消費生活相談室までご相談ください。

<問い合わせ先>

市民・消費生活相談室 TEL 354-8147 FAX 354-8452

※契約トラブルに関するご相談は

相談専用電話 TEL 354-8264

月～金曜日 9:00～12:00・13:00～16:00
 （祝日・年末年始を除く）